

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する  
シルバー人材センター等に準ずる者に係る認定基準

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する、シルバー人材センター等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターをいう。）に準ずる者は、鷹栖町内において、町民又は町内の事業者に対して、高齢者等（高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親など）の就労機会の確保等の活動を現に行っている者で、競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

附 則

この基準は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。